

第107号議案

ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第12条の4第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200

23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,700
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,000
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,500
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,900
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,200
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,500
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,000
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,400
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,700
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,000
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,500
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	473,900

60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,200
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,500
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,100	475,000
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,400	475,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	475,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100	476,200
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,500	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,800	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,100	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,400	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,800	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,100	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,600	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	449,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,900	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	450,700	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	451,500	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	452,000	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,700	452,800	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	409,400	453,600	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	410,000	454,300	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	410,500	454,900	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	411,200	455,700	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	411,900	456,400	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	412,500	457,200	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	413,000	457,800	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	413,700		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	414,400		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	415,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	415,500		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	416,200		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	416,800		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	417,500		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	418,000		
94		294,900	342,600	381,400	393,200	418,700		
95		295,200	343,100	381,800	393,500	419,300		
96		295,600	343,500	382,200	393,900	420,000		

97		295,800	343,700	382,500	394,400	420,500		
98		296,100	344,100	383,000	395,100	421,200		
99		296,500	344,500	383,400	395,800	421,800		
100		296,900	344,800	383,800	396,400	422,500		
101		297,100	345,100	384,100	396,900	423,000		
102		297,400	345,500	384,600	397,600	423,700		
103		297,800	345,900	385,000	398,300	424,300		
104		298,100	346,300	385,400	398,900	425,000		
105		298,300	346,800	385,700	399,400	425,500		
106		298,600	347,200	386,200	400,100	426,100		
107		299,000	347,600	386,600	400,700	426,800		
108		299,300	348,000	387,000	401,400	427,500		
109		299,500	348,500	387,300	401,900	428,000		
110		299,900	348,900	387,800	402,600			
111		300,300	349,200	388,200	403,200			
112		300,600	349,500	388,600	403,800			
113		300,800	350,000	388,900	404,300			
114		301,000	350,100	389,400	405,000			
115		301,300	350,400	389,800	405,600			
116		301,700	350,700	390,200	406,300			
117		301,900	351,200	390,500	406,800			
118		302,100	351,600	390,900	407,500			
119		302,400	351,900	391,300	408,100			
120		302,700	352,200	391,700	408,800			
121		303,100	352,700	392,000	409,300			
122		303,300	353,100	392,500	409,900			
123		303,600	353,400	392,900	410,600			
124		303,900	353,700	393,500	411,300			
125		304,200	354,200	394,100	411,800			
126			354,600	394,700				
127			354,900	395,300				
128			355,200	395,900				
129			355,700	396,500				
130			356,100					
131			356,400					
132			356,700					
133			357,200					

再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第8項に次のただし書を加える。

ただし、60歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「0号給」とする。

第4条第12項を次のように改める。

12 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第9条の4第2項第2号、第10条第2項及び第10条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条の2第3号及び第4号並びに第12条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第12条の4第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第13条の4（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

15 当分の間、職員の給料は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り

上げるものとする。

1 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) ふじみ野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年ふじみ野市条例第 号）第1条の規定による改正前のふじみ野市職員の定年等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第21号）第4条第1号に掲げる職員に相当する職員
- (3) ふじみ野市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) ふじみ野市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

1 7 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第5項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第15項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第17項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 20 附則第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第15項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 附則第17項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第12条第5項（第12条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第17項、第19項及び第20項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 22 附則第15項から前項までに定めるもののほか、附則第15項の規定による給料月額、附則第17項の規定による給料その他附則第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700

17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	469,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,700
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	470,000
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,500
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,900
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	471,200
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,500

54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	472,000
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	472,400
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	472,700
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	473,000
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	473,500
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	473,900
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	474,200
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	474,500
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,100	475,000
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,400	475,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	475,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100	476,200
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,500	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,800	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,100	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,400	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,800	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	448,100	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,600	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	449,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	449,900	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	450,700	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	451,500	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	452,000	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,700	452,800	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	409,400	453,600	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	410,000	454,300	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	410,500	454,900	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	411,200	455,700	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	411,900	456,400	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	412,500	457,200	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	413,000	457,800	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	413,700		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	414,400		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	415,000		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	415,500		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	416,200		

91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	416,800		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	417,500		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	418,000		
94		294,900	342,600	381,400	393,200	418,700		
95		295,200	343,100	381,800	393,500	419,300		
96		295,600	343,500	382,200	393,900	420,000		
97		295,800	343,700	382,500	394,400	420,500		
98		296,100	344,100	383,000	395,100	421,200		
99		296,500	344,500	383,400	395,800	421,800		
100		296,900	344,800	383,800	396,400	422,500		
101		297,100	345,100	384,100	396,900	423,000		
102		297,400	345,500	384,600	397,600	423,700		
103		297,800	345,900	385,000	398,300	424,300		
104		298,100	346,300	385,400	398,900	425,000		
105		298,300	346,800	385,700	399,400	425,500		
106		298,600	347,200	386,200	400,100	426,100		
107		299,000	347,600	386,600	400,700	426,800		
108		299,300	348,000	387,000	401,400	427,500		
109		299,500	348,500	387,300	401,900	428,000		
110		299,900	348,900	387,800	402,600			
111		300,300	349,200	388,200	403,200			
112		300,600	349,500	388,600	403,800			
113		300,800	350,000	388,900	404,300			
114		301,000	350,100	389,400	405,000			
115		301,300	350,400	389,800	405,600			
116		301,700	350,700	390,200	406,300			
117		301,900	351,200	390,500	406,800			
118		302,100	351,600	390,900	407,500			
119		302,400	351,900	391,300	408,100			
120		302,700	352,200	391,700	408,800			
121		303,100	352,700	392,000	409,300			
122		303,300	353,100	392,500	409,900			
123		303,600	353,400	392,900	410,600			
124		303,900	353,700	393,500	411,300			
125		304,200	354,200	394,100	411,800			
126			354,600	394,700				
127			354,900	395,300				

	128			355,200	395,900				
	129			355,700	396,500				
	130			356,100					
	131			356,400					
	132			356,700					
	133			357,200					
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(ふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 ふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条ただし書中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第15条第2項中「又は介護休暇」を「、介護休暇」に改め、「休暇をいう。」の次に「、修学部分休業（当該職員が大学その他の管理者が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において管理者が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休

業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）」を加える。

第20条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項、第22条の5第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（職員の給料に関する特例措置）

2 職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、ふじみ野市職員の給与に関する条例附則第15項及び第17項の規定の例により管理者が別に定める。

（ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年ふじみ野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第10条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 ふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「100分の167.5」を「100分の165」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第7条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

4 当分の間、ふじみ野市職員の給与に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第41号）附則第15項及びふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年ふじみ野市条例第156号）附則第2項の規定による措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

5 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条（ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第15条第2項の改正規定に限る。）及び第5条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のふじみ野市職員の給与に関する条例（以下この項及び第4項において「改正後の給与条例」という。）第12条の4の規定及び第5条の規定による改正後のふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び第5項において「改正後の任期付職員条例」という。）第10条の規定は令和4年12月1日から、改正後の給与条例別表第1の規定及び改正後の任期付職員条例第7条の規定は令和4年4月1日から適用する。
- 3 令和4年4月1日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のふじみ野市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第5条の規定による改正前のふじみ野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(ふじみ野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第2条 第2条の規定による改正後のふじみ野市職員の給与に関する条例（以下この条において「新給与条例」という。）附則第15項から第22項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 2 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるもの

とした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額に、ふじみ野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年ふじみ野市条例第 号）第4条の規定による改正後のふじみ野市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条の4第2項及び第10条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第12条第3項及び第13条の4の規定を適用する。
- 6 新給与条例第12条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及びふじみ野市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年ふじみ野市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

（ふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第3条 暫定再任用職員は、第3条の規定による改正後のふじみ野市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

（ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第4条 暫定再任用職員は、第4条の規定による改正後のふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第20条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

（委任）

- 第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

人事院の給与改定に関する勧告に鑑みて行う一般職の職員の給与の改定及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行を踏まえて行う一般職の職員の定年引上げ等に伴う一般職の職員の給与に係る所要の改正を行うため、ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。